

防衛医科大学校達第6号

防衛医科大学校の物品管理に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

平成23年12月27日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校の物品管理に関する達

改正 平成24年 4月 6日達第 1号
平成26年 4月 1日達第 4号
平成26年11月17日達第19号
平成27年 4月10日達第 8号
平成28年 3月31日達第 9号
平成29年 3月30日達第 3号
令和2年 3月31日達第10号
令和5年 6月30日達第 3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における物品の取得、供用及び処分（以下「管理」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 大学校における物品の管理については、物品管理法（昭和31年法律第113号）、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）、物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号）、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）及び防衛省の図書管理に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第60号。以下「図書管理訓令」という。）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この達において使用する用語の意義は、訓令及び図書管理訓令において使用する用語の例による。

(消耗品の範囲)

第4条 訓令第3条第2項第1号に規定する消耗品に区分される物品の範囲は、物品管理官が定める。

(物品の分類、番号等の標示)

第5条 訓令第3条第4項の規定による物品の分類、番号等の標示については、物品管理官が定める。

(分任物品管理官の事務の範囲外の指定物品)

第6条 訓令別表第2(5)に規定する防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の指定する物品は、防衛医科大学校図書館（以下「図書館」という。）に属する物品にあっては図書以外のものとする。

(物品の供用事務の委任)

第7条 物品供用官として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表のとおりとする。

2 特別の理由により官職を指定できない場合は、個人指定により行うものとする。

(調達に関する計画)

第8条 物品管理官(分任物品管理官を含む。以下「物品管理官等」という。)は、訓令第15条に規定する調達に関する計画を年度ごと又は四半期ごとに作成するものとする。

2 分任物品管理官は、前項の計画を作成したときは、物品管理官に通知するものとする。

(管理換)

第9条 物品供用官は、供用中又は使用中の物品について管理換をし、又は他の物品管理官が管理する物品の管理換を受けることを必要とする場合は、物品管理官等に管理換の手続を依頼するものとする。

2 物品管理官等は、訓令第18条第2項第1号の規定により、防衛大臣の承認を必要とする管理換である場合は、学校長を通じて申請するものとする。

3 物品管理官等は、訓令第18条第2項第1号の規定による管理換以外の管理換である場合は、あらかじめ学校長の承認を受けなければならない。

(物品の取得等の手続)

第10条 物品の取得、修繕及び改造の調達の手続については、物品管理官が定めるものとする。

(国有財産からの編入等)

第11条 物品管理官は、国有財産を物品に編入し、又は物品を国有財産に編入しようとするときは、その理由その他必要な事項を明らかにして、受払いの命令をしなければならない。

(寄附受)

第12条 物品の寄附を受けようとする者は、その旨を物品管理官等に通知しなければならない。

2 物品管理官等は、前項の通知を受けた場合には、相手方から申出書を徴し、当該物品を取得することが適当と認めるときには、次の各号に掲げる者の指示を受けなければならない。

(1) 1件の評価額が20万円以上の物品 学校長を通じて防衛大臣

(2) 1件の評価額が20万円未満の物品 学校長

(不用の決定の承認)

第13条 物品供用官は、不用の決定をすることが必要と認める物品があるときは、物品管理官等に通知しなければならない。

2 訓令第29条第2項第1号の規定により防衛大臣が不用の決定の承認を行うこととしている以外の不用の決定の承認は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に

定める物品について行うものとする。

(1) 学校長 次号に掲げる物品を除く物品

(2) 図書館長 図書館に属する図書で単価100万円未満のもの

(売払)

第14条 物品管理官等は、売払を予定して物品の不用の決定をした場合は、契約担当官に売払のため必要な措置を請求するものとする。

2 契約担当官は、前項の規定により請求のあった不用決定物品の売払契約完了の場合は、直ちにその旨を物品管理官等に通知するものとする。

(現況調査)

第15条 物品管理官等は、その管理する物品について、毎会計年度1回及び必要と認められた場合は、物品の現況調査を行い、現品と帳簿との照合を行うものとする。

(検査)

第16条 訓令第45条第2項の規定による学校長の指定する者は、物品管理官等とする。

(委任規定)

第17条 この達の実施に関し、必要な事項は物品管理官が定めるものとする。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

物品管理官（事務局総務部長）

指 定 官 職 名	事 務 の 範 囲
事務局総務部総務課総務係長	総務課において使用する物品の供用に関する事務
事務局総務部会計監査官	主任会計監査官付において使用する物品の供用に関する事務
事務局総務部経理課用度第1係長	経理課において使用する物品の供用に関する事務
事務局総務部厚生課厚生第1係長	厚生課及び保健管理室において使用する物品の供用に関する事務
事務局企画部主計課総務係長	主計課において使用する物品の供用に関する事務
事務局企画部企画課企画係長	企画課において使用する物品の供用に関する事務
事務局企画部管理施設課管財係長	管理施設課（施設）において使用する物品の供用に関する事務
事務局企画部管理施設課管理係長	管理施設課（管理）において使用する物品の供用に関する事務
事務局企画部管理施設課給食係長	糧食の供用に関する事務
事務局企画部情報システム課デジタル化推進専門官	情報システム課において使用する物品の供用に関する事務
医学教育研修センター研修管理室総務係長	研修管理室及び研修医官棟（技官候補看護学生が居住する区域を除く。）において使用する物品の供用に関する事務
医学教育研修センター事務部総務係長	医学教育研修センターにおいて使用する物品の供用に関する事務（研修管理室を除く。）
医学教育研修センター事務部企画係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学科目（物理学、化学、生物学及び保健体育を除く。）の教官室、教室（語学演習室及び看護学科の教室を除く。）において使用する物品及び医学科各講座に属さない物品の供用に関する事務 2 物理学、化学、生物学、保健体育、語学演習室及び医学科各講座において使用する消耗品（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）別表大分類65に含まれる消耗品を除く。以下「一

	<p>一般事務用消耗品という。』) 並びに実験用動植物、飼料及び試薬の供用に関する事務</p> <p>3 看護学科の教室において使用する物品の供用に関する事務</p> <p>4 看護学科において使用する一般事務用消耗品の供用に関する事務</p>
<p>学生部学生課学生係長</p>	<p>学生部、医学科及び看護学科学生舎並びに学生隊において使用する物品(訓練用器材を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>学生部学生課看護学科学生係長</p>	<p>学生等宿舍(技官候補看護学生が居住する区域)及び研修医官棟(技官候補看護学生が居住する区域)において使用する物品の供用に関する事務</p>
<p>学生部学生課器材係長</p>	<p>医学科及び看護学科学生舎並びに学生隊において使用する物品(訓練用器材)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科物理学教授</p>	<p>物理学(教官室、教室及び研究室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科化学教授</p>	<p>化学(教官室、教室及び研究室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科生物学教授</p>	<p>生物学(教官室、教室及び研究室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科保健体育教授</p>	<p>保健体育(教官室及び体育館)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科英語学教授</p>	<p>語学演習室において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科再生発生学教授</p>	<p>再生発生学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科解剖学教授</p>	<p>解剖学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科生理学教授</p>	<p>生理学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>
<p>医学教育部医学科生化学教授</p>	<p>生化学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務</p>

医学教育部医学科薬理学教授	薬理学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科病態病理学教授	病態病理学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科免疫・微生物学教授	免疫・微生物学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科衛生学公衆衛生学教授	衛生学公衆衛生学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科国際感染症学教授	国際感染症学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科法医学教授	法医学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科医用工学教授	医用工学教授講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科防衛医学教授	防衛医学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科分子生体制御学教授	分子生体制御学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科内科学教授	内科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科精神科学教授	精神科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科小児科学教授	小児科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科外科学教授	外科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科脳神経外科学教授	脳神経外科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科整形外科学教授	整形外科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科皮膚科学教授	皮膚科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科泌尿器科学教授	泌尿器科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科眼科学教授	眼科学講座において使用する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
医学教育部医学科耳鼻咽喉科学教授	耳鼻咽喉科学講座において使用する物品（一般

医学教育部医学科産科婦人科学教授	事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務 産科婦人科学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部医学科放射線医学教授	放射線医学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部医学科麻酔学教授	麻酔学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部医学科臨床検査医学教授	臨床検査医学講座において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部看護学科長	看護学科において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部動物実験施設長	動物実験施設において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
医学教育部共同利用研究施設長	共同利用研究施設において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
図書館事務室企画係長	図書館事務室において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター事務部総務係長	1 事務部(会議室等を含む。)において使用する物品の供用に関する事務 2 研究部門等において使用する一般事務用消耗品並びに実験用動植物、飼料及び試薬の供用に関する事務
防衛医学研究センター外傷研究部門教授	外傷研究部門(分子生物学研究室、救急処置実験室、滅菌洗浄室、廃棄物貯蔵室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター医療工学研究部門教授	医療工学研究部門(生体信号計測実験室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター特殊環境衛生研究部門教授	特殊環境衛生研究部門(ストレス実験室を含む。)において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター行動科学研究部門教授	行動科学研究部門において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター生体情報・治療システム研究部門教授	生体情報・治療システム研究部門において使用する物品(一般事務用消耗品を除く。)の供用に関する事務
防衛医学研究センター広域感染症疫	広域感染症疫学・制御研究部門において使用

学・制御研究部門教授	する物品（一般事務用消耗品を除く。）の供用に関する事務
病院事務部病院運営課総務係長	病院運営課において使用する物品の供用に関する事務
病院事務部病院運営課運営企画係長	病院企画調整官付において使用する物品の供用に関する事務
病院内科部長	内科において使用する物品の供用に関する事務
病院精神科部長	精神科において使用する物品の供用に関する事務
病院小児科部長	小児科において使用する物品の供用に関する事務
病院外科部長	外科において使用する物品の供用に関する事務
病院脳神経外科部長	脳神経外科において使用する物品の供用に関する事務
病院整形外科部長	整形外科において使用する物品の供用に関する事務
病院皮膚科部長	皮膚科において使用する物品の供用に関する事務
病院泌尿器科部長	泌尿器科において使用する物品の供用に関する事務
病院眼科部長	眼科において使用する物品の供用に関する事務
病院耳鼻咽喉科部長	耳鼻咽喉科において使用する物品の供用に関する事務
病院産科婦人科部長	産科婦人科において使用する物品の供用に関する事務
病院放射線科部長	放射線科において使用する物品の供用に関する事務
病院麻酔科部長	麻酔科において使用する物品の供用に関する事務
病院形成外科部長	形成外科において使用する物品の供用に関する事務
病院歯科口腔外科部長	歯科口腔外科において使用する物品の供用に関する事務
病院病理診断科部長	病理診断科において使用する物品の供用に関する事務

病院医療安全・感染対策部長	医療安全・感染対策部において使用する物品の 供用に関する事務
病院検査部長	検査部において使用する物品の供用に関する 事務
病院手術部長	手術部において使用する物品の供用に関する 事務
病院放射線部長	放射線部において使用する物品の供用に関す る事務
病院材料部長	材料部において使用する物品の供用に関する 事務
病院救急部長	救急部において使用する物品の供用に関する 事務
病院リハビリテーション部長	リハビリテーション部において使用する物品 の供用に関する事務
病院総合臨床部長	総合臨床部において使用する物品の供用に関 する事務
病院集中治療部長	病院集中治療部において使用する物品の供用 に関する事務
病院医療情報部長	医療情報部において使用する物品の供用に関 する事務
病院光学医療診療部長	光学医療診療部において使用する物品の供用 に関する事務
病院輸血・血液浄化療法部長	輸血・血液浄化療法部において使用する物品の 供用に関する事務
病院腫瘍化学療法部長	腫瘍化学療法部において使用する物品の供用 に関する事務
病院地域医療連携室長	地域医療連携室において使用する物品の供用 に関する事務
病院緩和ケア室長	緩和ケア室において使用する物品の供用に関 する事務
病院薬剤部長	薬剤部において使用する物品の供用に関する 事務
病院看護部長	看護部において使用する物品の供用に関する 事務